

<JIS マーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

鉄鋼・非鉄金属 JIS G 3444 , G 3445 及び G 3466 に係る認証における、
めっき鋼板を用いて製造された鋼管の取扱いについて

2008 年 5 月 1 日
JIS 登録認証機関協議会

設 問

めっき鋼板を材料として製造した鋼管（以下、プレめっき鋼管という。）は、標記 JIS に係る認証を取得することができるか。

解 釈

受渡当事者間協定^{a)}によって、めっき鋼板を用いて製造した鋼管であることを明確にし、標記の規格が定める試験^{b)}を実施し、基準値に適合することを前提に、標記 JIS の認証を取得することができる。

注^{a)} 受渡当事者間協定とは、
ユーザーが、プレめっき鋼管であることを認識できる書面を取り交わす（例えば、発注書、納品伝票等で先の事項を明確にすること。）加えて、プレめっき鋼管の品質等について、カタログ等で明確にすることが望ましい。

注^{b)} JIS 製品試験方法は、標記の規格が定めるものとする。なお、詳細については、登録認証機関に問い合わせる。

以 上